

# OCOの基準に対する措置について

## 認証業者の報告義務のフロー

### 目的

認証業者に以下の状況が想定される場合は、事前に状況報告を請求することが出来る。

- ・認証の技術的基準に不適合が発生すると想定される場合。
- ・申請同意書に違反すると想定される場合。
- ・第三者による通報にて行う臨時確認審査に対し、協力しない状況が想定される場合。



### 通知方法

OCOは、認証業者に対しメール、FAX又は郵送の通知をもって報告をもとめる。



### 認証業者の報告

OCOの質問に対し、通知期間内(発行日から7日以内)に報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合は、格付製品の出荷停止及び格付停止を請求できるものとする。



### 停止方法

報告の意思を再確認する為、1回目の通知(FAX又は郵送)を行う。2回目の通知(FAX又は郵送)にも応じない場合、3回目には、格付製品の出荷停止及び格付業務の停止を請求し、格付製品の出荷停止及び格付業務を停止させる旨を通知する。

通知期限内に報告せず、若しくは虚偽の報告をした場合、OCOは、格付製品の出荷停止及び格付業務を停止させ、農林水産大臣に報告し、当該農林物資の停止期間を公表する。



### 認証事業者への立入検査

停止後、通知期間内(発行日から7日以内)に報告なく、格付製品の出荷及び格付業務の停止に従わず、妨げ又は忌避した場合、並びに臨時確認審査手数料を請求し、臨時確認審査手数料を2週間以内に支払わず審査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、OCOは認証の取消を業者に対し請求する。



### 取消方法

格付製品の出荷及び格付業務の停止に従わず、また、当該指導にも従わず、虚偽の報告をし、審査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、認証取消を請求し、OCOは認証を取消す。認証取消をしようとするときは、その一週間前に認証業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与する。取消しを行なった場合は、認証書の返還を請求し、農林水産大臣に認証の取消しの報告を行い、取消しする日から一年を経過する日までの間は公表する。

標準通知期間は7日間単位とする。

## 審査手数料等の支払いについて

審査手数料等の請求書送付



指定日までに入金確認ができない場合は、受審の意思確認のため、1回目の督促(FAX又は郵送)を行う。



1回目の督促でも入金確認ができない場合は、2回目の督促(FAX又は郵送)及び3回目には、OCOは格付商品の出荷停止及び格付業務の停止を請求し、停止させる旨を通知する。

(督促中に認証業者から、支払う旨の報告が文書で提出された場合は、取決めた支払日までは標準督促期間を停止するが、審査の場合の最長停止期限は、農林水産大臣が農林物資単位の種類ごとに告示で定める範囲内とし、臨時確認審査の場合は、2回目の期限日から14日目を最長停止期限とする。



取決めた支払い日にOCOが入金確認ができない場合は、翌日を持って格付商品の出荷停止及び格付業務の停止を請求し、OCOは格付商品の出荷及び格付業務を停止させ、農林水産大臣に報告し、当該農林物資の停止の期間は公表する。



格付商品の出荷及び格付業務の停止に従わず、虚偽の報告をし、審査を拒み、妨げ又は忌避した場合は、認証の取消しを請求し、OCOは認証を取消す。



認証取消しをしようとするときは、その一週間前に認証業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与する。取消しを行なった場合は、認証証の返還を請求し、農林水産大臣に認定の取消しの報告を行い、取消しする日から一年を経過する日までの間は公表する。

標準督促期間は7日間単位とする。

その他

JAS法施行規則 第46条に規定する内容に準拠した方法での対応。

内部規程に表記

OCO認証申請者は、以上の内容を、内部規程などの条分に記載しなければならない。